

中野区応急資金貸付条例新旧対照表

改正案	現行
<u>中野区自立生活資金貸付条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>区民の自立した生活に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることによりその生活の安定を図り、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。</u> （貸付けの要件） 第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えている者でなければならない。 (1) 次のいずれかの理由により<u>必要とする費用について、資金の貸付けを受けなければ当該費用を支払うことが困難な状況にあること。</u> ア <u>災害により損害を受けたこと。</u> イ 本人、<u>2親等内の親族</u>又は同居の親族が疾病又は傷害に係る療養に要する費用に困窮すること。 ウ 本人の就職、子の就学又は<u>2親等内の親族若しくは同居の親族の葬儀</u>に要する費用に困窮すること。 エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、</u>区長が相当と認める理由 (2) 貸付けの日の3か月前から引き続き区内に住所を有すること。ただし、<u>災害により損害を受けたとき又は配偶者からの暴力による被害若しくはストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。）による被害を受けたときは、この限りでない。</u> (3) 貸付けを受ける資金（以下「貸付金」という。）の償還が確実であること。 (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済制度による生活資金等の貸付けの対象にならないこと。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (5) この条例による貸付金、中野区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例（昭和40年中野区条例第14号）による貸付金又は中野区高齢者及び障害者の入院資金の貸付けに関する条例（昭和61年中野区条例第27号）による貸付金を現に借り受けていないこと。	<u>中野区応急資金貸付条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>区民に対し応急に必要とする資金（以下「資金」という。）を貸し付けることによりその生活の安定を図り、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。</u> （貸付けの資格） 第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、<u>次の各号の要件を備えている者でなければならない。</u> (1) 次のいずれかの理由により<u>応急に資金を必要とすること。</u> ア <u>災害等により損害を受けたこと。</u> イ 本人又は同居の親族が疾病又は傷害に係る療養に要する費用に困窮すること。 ウ <u>食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮すること。</u> エ 本人又は同居の親族の<u>結婚、出産、就職、就学、葬祭等</u>に要する費用に困窮すること。 オ <u>区内転居に要する費用に困窮すること。</u> カ <u>その他、区長が相当と認める理由があること。</u> (2) <u>世帯主であること。</u> (3) 貸付けの日の3か月前から引き続き区内に住所を有すること。ただし、<u>災害等により損害を受けたときは、この限りでない。</u> (4) 貸付けを受ける資金（以下「貸付金」という。）の償還が確実であること。 (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済制度による生活資金等の貸付けの対象にならないこと。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (6) この条例による貸付金、中野区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例（昭和40年中野区条例第14号）による貸付金又は中野区高齢者及び障害者の入院資金の貸付けに関する条例（昭和61年中野区条例第27号）による貸付金を現に借り受けていないこと。

(貸付けの限度額)

第3条 前条第1号ア、ウ及びエに掲げる理由による資金の貸付額は、1世帯につき500,000円以内とする。

2 前条第1号イに掲げる理由による資金の貸付額は、1世帯につき700,000円以内とする。この場合において、同条第5号に規定する貸付金を現に借り受けているときは、同号の規定にかかわらず、当該世帯に対してその総額が700,000円に至るまで貸し付けることができる。

第4条～第6条 (略)
(償還方法)

第7条 貸付金の償還は、3か月の据置期間経過後60か月以内で、規則で定める基準により毎月均等償還するものとする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

(一時償還)

第8条 区長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りの申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 区外に転居したとき。
- (4) 貸付金の償還を著しく怠っているとき。

第9条～第13条 (略)
付 則 (略)

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条の規定は、平成20年4月1日以後に貸付けを決定した貸付金の償還方法について適用し、同日前に貸付けを決定した貸付金の償還方法については、なお従前の例による。

(貸付けの限度額)

第3条 前条第1号アに定める理由による資金の貸付額は、1世帯につき400,000円以内とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、500,000円まで貸し付けることができる。

2 前条第1号イに定める理由による資金の貸付額は、1世帯につき700,000円以内とする。この場合において、同条第6号に規定する貸付金を現に借り受けているときは、同号の規定にかかわらず、当該世帯に対してその総額が700,000円に至るまで貸し付けることができる。

3 前条第1号ウからカまでに定める理由による資金の貸付額は、1世帯につき500,000円以内とする。

第4条～第6条 (略)
(償還方法)

第7条 貸付金の償還は、3か月の据置期間経過後36か月以内で、規則で定める基準により毎月均等償還するものとする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

(一時償還)

第8条 区長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りの申込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 区外に転居したとき。

第9条～第13条 (略)
付 則 (略)